

船舶事故等調査報告書

平成26年3月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013那第18号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成25年4月9日 13時00分ごろ
発生場所	鹿児島県 <sup>おきのえらぶ</sup> 沖永良部島南東方沖 鹿児島県 <sup>わどまり</sup> 和泊町所在の <sup>くにがみ</sup> 国頭岬灯台から真方位138°31.8海里 付近 (概位 北緯27°02.1' 東経129°06.1')
事故等調査の経過	平成25年4月16日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第七 <sup>こうよう</sup> 光洋丸、9.56トン
船舶番号、船舶所有者等	KG2-1810（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	セルモーターが焼損
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、沖永良部島南東方沖で操業中、船長が、漁具の回収を始めた平成25年4月9日08時00分ごろからクラッチの <sup>かん</sup> 嵌脱に異常を感じ、その後、クラッチを切れれば、主機が停止するようになったが、漁具を全て回収しようと思い、主機の発停を繰り返していたところ、13時00分ごろ主機が始動しなくなった。 船長は、機関室に降りて点検したところ、セルモーターの発熱に気付き、セルモーターが損傷し、主機の始動は困難と思い、海上保安庁に救助を求め、本船は、来援した巡視船に <sup>えい</sup> 航されて和泊町和泊港に帰った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好
その他の事項	本船は、本インシデント後、修理業者が点検したところ、主機のクラッチが前進に嵌合した状態 <sup>こっ</sup> で膠着していた。 船長は、主機の発停を繰り返せば、セルモーターに負担が掛かることを知っていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、沖永良部島南東方沖で操業中、船長が、主機のクラッチを切れれば、主機が停止するようになったものの、漁具を全て回収しよう

	<p>と思い、主機の発停を繰り返し、セルモーターが焼き付いたことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>主機は、クラッチが前進に嵌合した状態で膠着したことから、クラッチを切れれば、停止するようになったものと考えられるが、主機のクラッチが膠着した要因を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、沖永良部島南東方沖で操業中、セルモーターが焼き付いたため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 主機クラッチの点検を確実にを行うこと。</li></ul>